

茂原市農業委員会第1回総会議事録

1 開催日時 令和5年1月11日(水) 午後1時30分から

2 開催場所 茂原市役所102会議室

3 出席委員 13名

2番	小川克巳
3番	糸久敏秀
4番	蒔田定雄
5番	中村正明
6番	小高一夫
7番	光橋正人(第二小委員長)
8番	八角徳政
9番	杉浦文子(第二副小委員長)
10番	秋葉仁喜(第一小委員長)
11番	鬼島一郎(職務代理者)
12番	浦島京子(第一副小委員長)
13番	石井利明(会長)
14番	加藤古志郎

出席推進委員 12名

平野芳之	小高 明	森川善仁	富田和男
中澤英夫	深山文雄	風戸茂樹	伊東忠司
富田泰宏	古山光雄	深山 理	矢部友一

4 欠席委員 1名

1番 齋藤輝児

5 事務局職員 6名

事務局長	高貫 敦	局長補佐	丸島浩二
副主幹	加藤栄一	係長	片岡雄一
主査	吉田茂則	主事	酒井嵩文

6 会議に付した議案

- ・農地法第3条の規定による許可申請について 26件
- ・農地法第4条の規定による許可申請について 3件
- ・農地法第5条の規定による許可申請について 17件
- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)

7 報告

軽微な農地改良の届出について

地目変更登記申請に係る照会について

農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について

農地法第6条第1号の規定による農地所有適格法人の報告について

令和5年度茂原市の農業振興及び農地等の利用の最適化推進施策等に関する意見書の回答について

その他

8 総会要旨

局長

本日は新年最初の総会、令和5年第1回総会にご参集頂きましてありがとうございます。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。まず、本総会の出席者は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、委員の過半数の出席がございまして本総会が成立したことをご報告させていただきます。

本日の案件につきましては、農地法第3条の規定による許可申請が26件、農地法第4条の規定による許可申請が3件、農地法第5条の規定による許可申請が17件、続いて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について、利用権設定の審議をしていただき、合計47件となります。その後、事務局より報告事項がございましてどうぞよろしくお願ひいたします。それでは議事の方に入ります。議長は、茂原市農業委員会総会会議規則によりまして、会長が議長となることから、議事進行を会長にお願ひいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

会長

ご苦勞様です。改めまして本年もよろしくお願ひ申し上げます。それではただ今から令和5年茂原市農業委員会第1回総会を開催いたします。議事に入る前に本日の議事録署名について、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なしの声) 本日の議事録署名人は14番の加藤委員、2番の小川委員の両名にお願ひしたいと思います。なお、議案の説明及び書記は事務局にお願ひします。

本日は営農型太陽光発電の案件が多くございまして。まず始めに、高田地区の案件の農地法第3条の規定による許可申請について、2号議案から21号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、28号議案から29号議案、そして農地法第5条の規定による許可申請について、30号議案から40号議案ですが、この営農型太陽光発電に関する最初からの経緯を含め、事務局から説明をお願ひします。

事務局

小委員会の時に高田地区の営農型太陽光発電の経緯について聞かれましたので、A4の紙1枚にまとめさせていただきましたので、簡単に説明します。

高田の★★さんが平成26年9月16日からフキ、ミョウガ、カボチャを作つて、その上で売電を始めたのが最初です。

程なく、★★さんは体調を壊されまして、引き継いだ★★さんという看板会社から、自分のところにある★★さんに下の営農、しいたけと小松菜を中心にやっていただき、上はそのまま売電を続けるというような計画が出ました。それが平成27年1月15日から3ヵ年、1回延長して平成30年1月15日から平成30年9月15日まで、一時転用の許可を受けております。

その後、★★さんが小松菜、しいたけともに地域の平均的な単収の8割を取らなくてはいけない中、取れなかったということで県から指導を受けたそうです。

結局、★★さんは自分のところでやりきれなくなって、八街市にある農業生産法人の★★さんにお願ひをして、ブルーベリーとミョウガを作っていただくことになりました。上の方については、★★さんと同族会社の3社と地元の方々で売電するという計画で令和2年2月3日から令和5年1月31日まで許可を得ております。

今回の申請は1月31日でその許可が切れるため、営農については、★★さんは手を引き、その代わりに★★さんがやるという申請になっております。経緯については以上です。

それでは初めに今回申請されている2号から21号及び28号から40号議案について、議案説明の前に申請内容を整理させていただきたいと思ひます。まず、3条の耕作権について説明いたします。次に4条5条について説明をした後、最後に3条の区分地上権について説明いたします。

また、本日は営農者の★★さんにお越しいただいておりますので、説明の後、入室していただき、質疑応答をよろしくお願ひいたします。

それでは、お配りした「令和5年第1回総会（議案の第2号～21号及び28号

～40号)に係る議案資料」と別紙の資料を併せてご覧ください。

まず、現在の太陽光パネルの下部を含む申請地全体の耕作を、今までは、八街市の★★さんがしてきましたが、★★さんが新たにしようとする申請です。

なお、審議については、この3条許可の審議で許可か不許可の判断をしていただき、次に4条と5条の発電設備の支柱の一時転用の審議をしていただきます。これは、太陽光発電の売電事業者である個人及び法人が太陽光パネルを張るための支柱を農地に立てることの許可を受けようとするものです。通常太陽光発電事業と同様に立地基準や一般基準についてご審議いただくほか、発電設備下部での営農を適切に継続できるかということについてご審議いただきます。

最後に3条の区分地上権です。これは太陽光パネルを空中に張るための農地の空中部分の権利を得ようとするものでございます。

それでは3条の説明です。2号議案から10号議案になります。申請地は高田字乙沼地先外13筆、田10,412㎡、畑5,643㎡、計16,055㎡です。睦沢町の★★さんが高田の★★さん外8人から土地を使用貸借権の設定により借り受けようとする申請です。申請理由は、近隣で耕作をしているためとのことです。借り受ける農地にてブルーベリー及びミョウガの栽培を計画しています。

ここで、農業経営に係る実施計画書について、ご説明します。お配りした資料の5ページ以下が高田の圃場の計画書になります。★★さんについては、さつまいも及びカボチャの栽培、販売等を行っております。今回の申請地の南側の1団の土地の部分にてブルーベリー及びブルーベリー苗木を、その北側にある畑にてミョウガを栽培します。ブルーベリーについて、現在、苗木を1,300本、前の法人より譲り受けており、50本については販売し、残りを育苗します。10年後には生産量約6,000kgとする計画です。栽培計画として、前の法人が3年目までは圃場の水はけ改善のため暗渠を作り、苗木の育苗を同時に行ってきました。成木にするブルーベリーはポットで育成し、定植後の管理を行い、3～4年程で収穫を見込んでいます。栽培する品種は、ラビットアイ系です。この計画書の⑥の3名が営農します。農繁期には臨時雇用員を採用することです。成木については圃場改善を行った場所から定植していき、5年目から販売します。販売計画として、ブルーベリーの苗木とミョウガを直売所やスーパーで1年目から販売し、25,000円と160,500円の売り上げを見込んでいます。果実については5年目から販売します。営農計画書は5年目の営農計画を記載しています。⑧販売計画ですが2,905,500円を見込んでおります。それに対する経費⑨として2,025,000円を見込む計画です。よって収支は880,500円です。また、ブルーベリーの果実については、5年後から収穫し、10年後には6t強を生産し、販売する計画です。10年後の実質収益は、5,230,000円になる計画です。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在借人が耕作に供すべき市内の農地のうち、農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。八街市に自作地及び睦沢町に借入地があり、八街市農業委員会より農業経営実態証明書、睦沢町より農地基本台帳記載事項証明書がそれぞれ提出されております。なお、両農業委員会に確認しましたところ、現在賃借人が耕作に供すべき農地のうち、農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地判定の農地はないとの報告がありました。

主な機械の保有については、会社としてトラクター、管理機、その他農業用工作機械などを所有しており、★★さんなどからの借用も計画しております。労働力については、構成員3名で従事します。その他、臨時雇用員を雇う計画です。技術については、社長1名が農作業経験を有しております。農作業常時従事要件については、構成員合計で150日以上となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係については、農道等の維持活動に参加するなど地域の農地利用調整に協力することです。その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

次に、営農型発電設備に係る農地法第4条及び第5条の規定による許可申請につい

てご説明します。

28号から40号議案です。28号及び29号については農地法第4条による自己所有農地の一時転用申請、30号から40号については農地法第5条による一時転用を伴う賃借権設定の申請です。

申請地は、高田字乙沼地先外14筆、田10, 412㎡の内5, 315㎡、畑5, 643㎡の内3, 226㎡、合計8, 541㎡です。4条申請は高田の★★さん外1人が、5条申請は山形県の★★さん外2人が高田の★★さん外7人から賃借権設定により土地を借り受け、一時転用許可を得て、農地に支柱を立てて営農型発電設備を設置しようとする申請です。

申請地は、営農型太陽光発電施設用地として一時転用許可を受けておりましたが、令和5年1月31日で許可期間が満了し、その後、3条及び5条権利者の変更を行い、再度一時転用許可を受けようとするものです。事業計画としては、既に設置済みの太陽光発電設備に変更はなく、太陽光パネル4, 228枚、支柱1, 556本です。

次に、転用許可基準です。立地基準については、申請地は農用地区域内にある農地、第3種農地、第2種農地の(a)のいずれにも該当せず、特定土地改良事業等の施行区域内にある農地に該当することから、第1種農地と考えられます。第1種農地として判断される場合は、原則として許可をすることが出来ない農地ですが、農地法施行令第4条第1項1号イ及び第2号本文、同施行令第11条第1項第1号イ及び第2号本文の「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもの」に該当し、例外的に許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請として、経済産業省資源エネルギー庁に再生可能エネルギー発電事業計画の申請をしております。また、市都市計画課に太陽光発電設備設置事業事前協議申出書が提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、埋立て等はありません。排水は雨水のみです。★★から一時転用に係る同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者は5名おり、いずれも確認を得ております。一時転用の許可期間については、10年で申請されていますが、農林水産省の通知では、担い手が権利を有する農地を利用する場合または荒廃農地を利用する場合は10年以内とされております。許可期間については、許可権者が決定するものと考えます。

その他、設備の撤去時の費用を含め転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続いて営農型発電設備の許可基準についてです。許可の条件として、農地法の処理基準及び運用通知の定めによる通常の判断のほか、下部の農地における営農の適切な継続が確実と認められることが必要であり、営農が行われない場合、下部の農地における単収が同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少している場合、下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていると認められる場合等に該当する場合は、営農の適切な継続が確保されていないと判断するものとなっています。なお、荒廃農地を利用する場合は収量の制限はありません。

これを判断するため、営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書についてご説明します。資料の38、44ページから順次ご覧ください。発電設備下部の農地における作付け予定作物はブルーベリー及びミョウガです。必要な農作業の計画として、申請期間に合わせ10年目までの農作業計画を記載しています。ブルーベリーは2年目の5月から苗木の販売を行います。ミョウガは4月に定植を行い、7月に収穫を見込んでいます。資料の40、46ページをご覧ください。利用する農業機械、農作業に従事する者の農作業経験等の状況は、資料のとおりです。

次に営農への影響の見込みについてです。資料の41、47ページをご覧ください。ブルーベリーについては、生育にはある程度の日陰が適しているため、パネル下部の方が効率よく生産できるとしており、ミョウガについては、パネル下は多湿に優れ、十分な保水ができ、半陰性植物のためパネル下部の方が生育に向いているとのことです。農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間の確保は、支柱が最低地上高2m、最高地上高2.8mとしています。下部の農地の単収は、ブルーベリーについては、

地域の平均的な単収10a当たり1,000kgに対し100%の1,000kgを見込んでいます。また、ミョウガについては、地域の平均的な単収10a当たり150kgに対し100%の150kgを見込んでいます。資料の12ページから30ページは各申請地の太陽光パネルの配置図、資料の31ページから36ページはすでに設置しておりますが、使用するパネルの形状です。資料の49ページから52ページをご覧ください。以上の計画について、知見を有する者として、ブルーベリーについては★★の★★さんから、ミョウガについては★★の★★さんから意見書が提出されております。資料の53ページをご覧ください。今回、パネル下部で作付けを行うブルーベリーの配置図になります。

また、申請地の位置等からみて、周辺の農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要であり、農業振興地域整備計画を阻害する恐れのある計画については、認められないとされています。以上が転用許可基準についての説明となります。

それでは最後に区分地上権についてご説明いたします。11号から20号議案です。申請地は、高田字乙沼地先外15筆、田10,412㎡の内4,208.857㎡、畑5,643㎡の内1,872.498㎡、計16,055㎡の内6,081.355㎡です。山形県の★★さん外2社が高田の★★さん外7人の土地に区分地上権を設定しようとする申請です。申請理由は、太陽光パネルを農地の空中部分に設置するためです。

次に許可基準についてです。区分地上権の設定に係る3条許可の判断については、3条2項ただし書きの不許可の例外事由に該当するため、同項各号の全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件などの各要件を満たす必要はありません。処理基準においては、権利が設定される農地及びその周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ当該農地における賃借人等の権利者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされています。営農条件への支障については、一時転用許可において判断されることになっており、賃借人等の権利者の同意については、農地の借人である★★さんから同意書を得ております。

なお、農林水産省によりこの区分地上権設定の期間は支柱部分に対する一時転用期間と同じ期間とされております。

また、この3条許可の取扱いについては、転用許可がされない場合は、3条許可は行わないこととされております。これは、転用が不許可となった時点でこの賃借権設定の効力が発生しないことから、区分地上権設定に係る目的が失われ、営農条件への支障のおそれがないことについて判定できなくなるため、許可できないものと考えためです。従いまして、転用が許可であれば同時に許可、不許可であれば同時に不許可、という考え方になります。説明は以上です。

会長 それではこれから意見聴取のため営農者の方々にお入りいただきたいと思いま
す。

<★★氏・★★氏・★★氏・★★氏入室>

会長 本日はご足労いただきましてありがとうございます。★★さんから事情等をお聞
きしながら意見交換の場という形にしたいと思っておりますので、よろしくお願いま
す。私は石井と申します。簡単に★★さんの方から自己紹介をお願いいたします。

★★氏 ★★の★★です。今回、高田の発電所の名義変更とブルーベリー、ミョウガの圃
場管理を含め、引き継ぎということで、申請しました。よろしくお願いま
す。

★★氏 こんにちは。太陽光発電事業者の★★の★★と申します。どうぞよろしくお願いま
す。

- ★★氏 お疲れ様です。高田の圃場管理をしております★★と申します。よろしくお願
いします。
- ★★氏 同じく★★です。よろしくお願
いします。
- 会長 はい。ありがとうございます。それでは、私の方からちょっと質問させてい
た
きます。★★の★★さんが法目地区を中心に営農型太陽光発電施設の下でサツマイ
モ等を頑張っておられるのは、皆さん重々承知しております。この高田の場所にお
いては過去に★★さん、そして3年前に★★さんに対して、非常に難しい圃場とい
うことで、農業委員会でも苦慮しながら指導してきたわけですが、今回、この難し
い場所を引き受ける動機が具体的にあれば教えていただきたいと思
い
ます。
- ★★氏 ★★さんの方から仕事が忙しくなってきたので、うちが茂原でパネルの下で農業
をやっている、高田地区を含めてやっているということだったので、お願
い
できないかという話が来ました。自分に直接ではなく、親会社でグループ会社の★★に★
★さんからお話が行き、そして自分のところに来ました。
★★の考えもあるのでしょうか、今回、ブルーベリーとミョウガ、★★さん
を
はじめ、★★さんと★★さんも経験があるということで、一緒にやっていただけ
たら
らと思
い
お願
い
したら、快く面倒を見てあげると
い
うことだったので、今回申請
す
ることになりました。
- 会長 この後、委員から色々質問があるかと思いますが、★★さんと3年前に意見交換
を
やった時に、あの場所は非常にひどい場所で、★★さんから話を聞いた時に断念
し
よう
と思
った
という
よ
うな
お話
から
スタートしたんですね。やる方法としては、
色
々
考
慮
した
中
で、ポット栽培が適しているのではないかと、それだったら何とか
対
応
で
き
る
と
い
う
判
断
を
し
た
の
が
非
常
に
記
憶
に
残
っ
て
お
り
ま
す。
そ
れ
で
も
や
は
り、
3
年
後
に
は
断
念
せ
ざる
を
え
な
か
っ
た
と
い
う
こ
と
が
あ
る
か
と
思
い
ま
す
が、この
辺
い
か
が
で
す
か。
栽
培
方
法、先
程
事
務
局
か
ら
も
説
明
が
あ
り
ま
し
た
が、地
植
え
で
や
ら
れ
る
わ
け
で
す
よ
ね。
そ
の
辺
の
と
こ
ろ、ち
よ
っ
と
教
え
て
い
た
だ
け
ま
す
か。
- ★★氏 営農課の★★です。地植えする際に、元々、水はけが悪かったので、★★さん
の
方
で
明
渠
を
作
っ
て
く
れ
て
い
て、圃場の水はけ状態が非常に良くなり、ブルーベリー
に
適
した
深
さ
3
0
c
m
幅
5
0
c
m
位
の
穴
に
ピ
ート
モ
ス
と
鹿
沼
土
を
入
れ
込
ん
だ
土
を、
き
っ
ち
り
と
入
れ
た
中
で
定
植
を
す
れ
ば、水分の吸収と水はけの問題はないと有識者
の
方
か
ら
意
見
を
い
た
だ
い
て
お
り、地
植
え
で
進
め
て
も
問
題
な
い
か
と
考
え
て
い
ま
す。
- 会長 他で実験的にやられたことはありますか。
- ★★氏 ないです。
- 会長 わかりました。それでは皆さん方々から、ご質問等をしていただければと思
い
ま
す。
★★委員、いかがですか。
- ★★委員 ブルーベリーを今現在、地植えされており、今の状況はわかりましたが、次年度
以
降
の
土
の
管
理
を
ど
の
よ
う
に
考
え
て
い
る
の
で
し
よ
う
か。
- ★★氏 知見を有する者の先生に相談したところ、まず土壌分析した上でPHとECを調
べ
た
上
で
必
要
な
施
肥
を
行
い
ま
す。
そ
れ
に
伴
っ
て
元
肥
だ
っ
た
り、そう
い
っ
た
も
の
を
入
れ
て
土
壌
の
改
良
に
努
め
る
と
い
う
形
に
な
り
ま
す。
- ★★委員 基本的にブルーベリーは酸性土ですが、基本的な作り方とすると、ピートモスと

か何かを随時、乗せていくような形で木を太くするというのが通常の方で、ラビットアイの性質はちょっとわからないですが、酸性土にしていくような状況を作らなくても、随時育っていく品種なのですか。

★★氏 はい。PHの状態というのは適宜調べないといけないかと思いますが、上から追肥の代わりにピートモスを入れるというよりは、油粕を入れれば大丈夫だというふうに、先生の方から教わっています。

★★委員 そういことであると、アルカリでも育つと思いますが、今、小指ぐらいの苗木が植わっている状況で、あれが分けつして良い苗になれば、計画通り収穫できると思います。明渠という話がありますけれども、あそこの地域は水はけが悪いのでPHの確認と、知見を有する方の指導を受けているということですので、苗の育ちを是非とも見ていただきたいと思っております。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 この頃、回って歩いても、綺麗になっていますし、畑の状態も良くなってきていると思います。大きなポットに植え替えている分はピートモスが入っているように見られますが、何本か南側の畑に定植した苗には、ピートモスとか含まれていませんか。例えば、大きな穴を掘ってピートモスをいっぱい入れて植えたとか。

★★氏 大体30cm位掘って、濡れたピートモスを大量に入れて植えております。

★★委員 植える前には、もちろんPHとかECを測ってあるんですよね。この場所の耕作者が変わって、これで4回目ですから是非とも成功していただきたいので。

★★氏 土壌分析は★★さんに聞かないとわからないですが、確認はしていません。

★★委員 それをやっていたかないと、ブルーベリーは特に植物の中でも土を選ぶ木だと思います。植えただけでは、また育たないで駄目になってしまう可能性もありますので、ぜひ土壌分析をやって、土の状態をよくしてから定植していただきたいと思っております。

★★氏 グループ会社に報告し、★★さん等をお願いして、すぐ確認したいと思っております。

★★委員 植えるのを急ぐよりも土壌分析をして、土の状態を良くすることが一番だと思います。

★★氏 ありがとうございます。

★★委員 お願いします。

会長 他にいかがでしょうか。★★委員どうぞ。

★★委員 ミョウガについて、4月に定植して、その年からこんなに収穫があるのでしょうか。それと、どんな肥料をやって、こんなに育つのでしょうか。

★★氏 ミョウガに関しては、★★さんが今植えているのをそのまま引き継ぎ、1年目に新たに植えるものはございませんので、通常通りの収穫を見込んでいます。肥料につきましては、追肥はないです。しておりません。

★★委員 元肥のみということですね。

★★氏 はい。

★★委員 年1回やるだけですね。

★★氏 そうです。

★★委員 こんなこと聞いて申し訳ありませんが、10アール当たり150kg、こんなに取れるのですか。私も2反歩やっていますけれども、こんなに取れたことは1回もないです。

★★氏 正確な収量を量っておりませんが、太陽光パネル下部でミョウガを育てた際に、地域の平均的な単収100を超えて120ぐらい出来ました。なので、100は普通にいくと見込んでおります。

★★委員 わかりました。頑張ってください。

★★氏 ありがとうございます。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 特に水はけには注意してもらいたいと思います。周りの状況からも、水が全然はけないので、ただ単に穴を掘ってピートモスとか入れるのではなく、天井につかえない程度に、少し高めにして植えるなど工夫をしてやってもらいたいと思います。

★★氏 ありがとうございます。

会長 他にいかがですか。★★委員どうぞ。

★★委員 ★★さん、ここの現場を何年前前からご覧になったことはありますか。

★★氏 前をよく通るので、昔から見えています

★★委員 圃場を見てどう思われましたか。

★★氏 昔に比べて、今は、きちんと整備されて綺麗になっていると思います。

★★委員 実は、今から9年ぐらい前から、この圃場の営農者に当農業委員会も県も申請どおりにやってくださいと指導を繰り返してきましたが、なかなか、そうはいかず、今度、★★さんの方が取り組んでいくということで非常に期待をしております。あの場所で営農するというのは、過去から見えていくと、相当大変なことだと思っているので、入念に検討してチャレンジしていただくことをお願いしたいと思います。

会長 他にございますか。★★委員いかがですか。

★★委員 この高田地区の営農型太陽光発電は県内でも最初に許可を受けた案件ですが、その営農が上手くいっていないということが続いています。なぜ上手くいかないかという、まず1つ目は、皆さんが今やっている法目地区の営農型太陽光とのパネルの形状が違う、それから立地条件が違うということです。法目地区ではパネルの下に入って作業が出来ますが、高田地区はそう簡単にはいかない。立地条件の違いについては、法目地区は基盤整備しておらず、排水も田越しで流れていくとかあるけ

れども、基本的に農地がそのまま維持されてきた場所ですが、高田地区は排水が元々非常に悪く、客土をしたりしても上手くいかない。皆さんは今回で4代目となりますが、やれと言われたからやるのではなくて、そのような経緯はご存知だと思いますので、それを踏まえて、今回、★★さんからどのような考えで引き受けたのかお聞かせ願いたい。

★★さんは確かに綺麗に管理されていますが、問題は下部で営農ができていますかどうかですね。茂原市農業委員会は太陽光発電を反対していると言う人達がありますが、決して反対しているのではなく、営農型太陽光発電なので、下部での営農を問題としてきているのであって、これまでこの場所は営農が成功していませんよね。だからそれを申し上げてきているのです。

先程言ったような条件が違う中で、作物も営農も条件が合って出来るものですから、それでも高田地区で営農をしていくにあたっての考えをお聞かせいただきたいと思います。

★★氏

確かにパネルは違います。排水については、グループ会社の★★の会長が得意としており、相談して対応したいと思います。また、圃場管理については、万が一、人が少なければ、★★から応援に来てもらいます。今は、経験のある方々に教わりながら頑張るしかないと思っています。

★★氏

ここで結果を出して、皆さんに認知されるような活動を★★さんと一緒にやっというように考えています。

会長

他にございますか。★★委員どうぞ。

★★委員

★★の★★さんにお聞きします。今まで、さつまいもやかぼちゃ等を得意分野として実績を上げておられますが、ブルーベリーは初めてで、前の営農者の★★さんからブルーベリーの栽培方法や困難な状況をお聞きしたことはございますか。

★★氏

★★の方が聞いていると思うので、そこから聞いて、経験のある方々と一緒にやっていきたいと思っています。

★★委員

★★さんが代表として申請しているので、もう少し自分でこう改革していくという意気込みはありますか。グループ会社を当てにしているような感じにしか聞こえないので、この場で意地を見せることも必要かと思います。期待していますので、この辺のことも頭に入れながら、取り組んでいただければと思います。

★★氏

はい。ありがとうございます。

会長

他にございますか。★★委員どうぞ。

★★委員

★★さんも★★さんも★★さんの時から、そこで働いている方ですね。そしてブルーベリーを、あそこで挿し木をしてポット上げしていますよね。それから、ミョウガの苗も、どこに植わっているかわかっていますよね。それこそ頑張ってやっていただきたいと思います。

★★氏・★
★氏

はい。

会長

他にございますか。★★委員どうぞ。

★★委員

皆さんも現場の責任者として、パネルの状況や排水の状況を改善しないと営農が上手くいかないとしたら、それは現場の意見として上に挙げてほしいですね。よろ

しくをお願いします。

会長 他にございますか。★★委員どうぞ。

★★委員 ミョウガとブルーベリーの収量は何を基準に算出しておりますか。

★★氏 ミョウガに関しては農林水産省の確報、ブルーベリーに関しては県の栽培技術体系を基に算出しております。

★★委員 極力計画に近いよう頑張っていたきたいと思います。

会長 私から最後にお伺いしますが、この圃場の人員はどうですか。

★★氏 一年中忙しいわけではなく、サツマイモの方の人員が高田に行ったり、他にも人員がいますので、特に問題はないかと思えます。

会長 人員はたくさんいらっしゃるということですが、県内で最初に許可を受けた営農型太陽光を引き継ぐということですので、強い決意を持って頑張っていたきたいと思えます。それでは他にないようでしたら、意見聴取はこれで終わりにしますので、これから審議をさせていただきます。頑張ってください。本日はありがとうございました。

★★氏 ありがとうございます。

<★★氏・★★氏・★★氏・★★氏退室>

会長 それでは審議に入りたいと思えます。意見聴取の方ご苦労様でした。小委員会からの報告をお願いいたします。

第二小委員長 それでは先日行いました小委員会の審議結果を報告させていただきます。農地法第3条の規定による許可申請の議案第2号から10号、並びに11号から21号、それと農地法第4条の規定による許可申請28号、29号、それと農地法第5条の規定による許可申請30号から40号、営農型太陽光発電の一体計画ですので、一括で審議いたしました。前は★★さんが、ブルーベリーを栽培するという事で許可を受けたわけですが、今度は★★さんが耕作するという申請でございます。この件について、★★さんは、かぼちゃやサツマイモの実績はありますが、ブルーベリーに関して理解しているか、また★★さんから引き受ける経緯等を総会に来てもらって確認してから判断した方がよいということになり、総会で審議するという事で、第二小委員会として決定したところでございます。

会長 それでは、ご意見をお伺いします。3条の規定による許可申請及び5条の許可申請ですが、★★委員いかがでしょうか。

★★委員 営農の経緯としては、4代目になるんですね。あの場所の状態は良くなっており、中に入ってみると、溝の数も増えているような気がします。このまま引き継いで営農されるとのことですので、続けて欲しいと思えます。許可、許可相当でよろしいかと思えます。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 あの場所の推移を見守っていくしかないと思っております。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 ★★さんはサツマイモやかぼちゃで実績も上げており、この場所においても、色々と苦勞すると思いますが、やってくれると思いますので、許可、許可相当でよろしいかと思ひます。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 引き継いでやると言っているのが誰が見ても営農型太陽光発電だと思えるところまで見守っていくのが、今の我々のスタンスだと思ひます。許可、許可相当でよろしいと思ひます。

会長 他にご意見等ございますか。よろしいでしょうか。引き続き見守っていくという意見が多かったかと思ひます。2号議案から10号議案、意見のとおり許可ということでもよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは2号議案から10号議案、許可で決定させていただきます。それから、4条の28号、29号、5条の30号から40号議案については許可相当、区分地上権の11号から21号議案については、事務局からの説明のとおり、4条及び5条の申請が許可となった場合は許可ということでもよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは許可相当及び許可で決定させていただきます。続きまして法目の営農型太陽光発電の許可申請について、22号、23号、42号議案、一体計画になっております。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 22号、23号、42号議案につきましては、こちらも同じく営農型発電設備の設置に係る許可申請となっております。お配りしております「令和5年第1回総会（議案第22、23、42号）に係る議案資料」を併せてご覧いただきたいと思ひます。審議の流れとして、はじめに3条の説明をします。これは営農者が賃貸借権により耕作するための3条許可を受けようとするものです。次に5条発電設備の支柱等の一時転用の説明をします。これは太陽光発電の発電事業者が太陽光パネルを張るための支柱を農地に立てることの許可を受けようとするものです。最後に3条区分地上権の説明をします。これは太陽光パネルを空中に張るための農地の空中部分の権利を得ようとするものです。その後、審議をしていただきますが、3条許可、5条許可と順番に判断していただきたいと思ひます。22号議案です。申請地は法目五反田地先、田297㎡を賃貸借権の設定により借り受けようとする申請です。賃借人は睦沢町の★★さん、賃貸人は大網白里市の★★さんです。申請理由は、経営規模を拡大して収益の増加を図りたいためとのことです。買い受ける農地にてサツマイモの作付けを計画しています。

 次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、賃借人が耕作に供すべき市内の農地のうち、農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地判定の農地はございません。また、八街市に自作地、睦沢町に借入地があり、八街市農業委員会より農業経営実態証明書、睦沢町農業委員会より農地基本台帳記載事項証明書がそれぞれ提出されております。両農業委員会に確認しましたところ、賃借人が耕作に供すべき農地のうち、遊休農地判定の農地はないとの報告がございました。

 主な機械の保有状況については、トラクター、管理機、堀取機を所有しており、定植機をリースしております。労働力については、構成員3名で従事します。その他、臨時雇用員を忙しい時に雇う計画となっております。技術については、社長1名が農作業の経験を有しております。農作業常時従事要件については、構成員合計で150日以上となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係については、除草剤を使用する場合には、低農薬を使用し周りに被害を及ぼさないようにする、又、暗渠排水工事をを行い、周りの排水に影響しないように配慮することです。地域との役割分担については、集落の会合に参加し、農道、水路等の共同施設の維持管理活動に積極的に参加すること

です。その他添付すべき必要書類については併せて確認しております。

続きまして転用について説明いたします。42号議案になります。申請地は法目字五反田地先、田297㎡のうち、0.223㎡を東京都の★★さんが大網白里市の★★さんから賃借権設定により土地を借り受け、一時転用の許可を得て、農地に支柱を立てて営農型太陽光発電設備を設置しようとする申請です。申請理由及び土地選定理由は、採光等の自然条件に恵まれた土地であるためとのことです。事業計画としては、申請地に太陽光パネル36枚、支柱16本を設置します。

次に転用許可基準です。申請地は農用地域内にある農地と判断され、原則として許可をすることが出来ない農地ですが、農地法施行令第4条第1項第1号イ及び第2号本文、同施行令第11条第1項第1号イ及び第2号本文の「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもの」に該当し、例外的に許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請として、資源エネルギー庁に再生可能エネルギー発電事業計画の申請をしております。また、市都市計画課に太陽光発電設備設置事業事前協議申出書が提出されております。

周辺農地の営農条件への支障について、埋立て等はいりません。排水は雨水自然浸透です。★★から一時転用に係る同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者は3名おり、いずれも確認を得ております。一時転用の許可期間については、10年で申請されていますが、農林水産省の通知では、担い手が権利を有する農地を利用する場合または荒廃農地を利用する場合は10年以内とされております。許可期間については、許可権者が決定するものと考えます。

その他、設備の撤去時の費用を含め転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続いて営農型発電設備の許可基準です。許可の基準として農地法の処理基準及び運用通知の通常判断のほか、下部の農地における営農の適切な継続が確実と認められることが必要であり、営農が行われない場合、下部の農地における単収が同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少している場合、下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていると認められる場合等に該当する場合は、営農の適切な継続が確保されていないと判断するものとなっています。なお、荒廃農地を利用する場合は収量の制限はありません。

これを判断するため、営農型発電設備の下部における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書についてご説明します。資料の12ページをご覧ください。発電設備下部の農地における作付け予定作物はサツマイモです。必要な農作業の計画として、申請期間に合わせ10年目までの計画を記載しています。サツマイモは2年目の5月から6月に定植を行い、中間管理を経て、10月から11月に収穫を見込んでいます。次に資料の13ページをご覧ください。利用する農業機械、農作業に従事する者の農作業経験等の状況は資料のとおりです。

次に営農への影響の見込みについてです。資料の14ページをご覧ください。サツマイモの生育に適した日照量の確保は、パネル下部から生育した葉を日照が確保できるアレイ間に伸ばすため、支障は生じないと見込んでいます。農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間の確保は、支柱最低地上高2m、最高地上高2.8mでパネル下部へのトラクターの搬入も可能としています。下部の農地の単収は、地域の平均的な単収10a当たり2,400kgに対し80%の1,920kgを見込んでいます。資料の7ページは申請地の太陽光パネルの配置図、8ページから9ページはパネルの形状です。以上の計画について、知見を有するものとして、茂原市認定農業者の★★さんより意見書が提出されております。

また、申請地の位置等から見て、周辺の農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼす恐れがないと認められることが必要であり、農業振興地域整備計画を阻害する恐れのある計画については、認められないとされています。以上が転用許可基準についての説明となります。

続きまして区分地上権になります。23号議案です。申請地は法目字五反田地先、田297㎡の内92.017㎡です。東京都の★★さんが大網白里市の★★さんの土地に区分地上権を設定しようとする申請です。申請理由は太陽光パネルを農地の空中部分に設置するためです。以下許可基準については、先程の高田地区の区分地上権の説明と同様ですので、省略したいと思います。具体的には転用許可が許可となれば同時に許可、不許可となれば同時に不許可となるという考え方ですので、よろしくをお願いします。説明は以上です。

会長 第二小委員会の報告をお願いします。

第二小委員長 それでは第二小委員会の審議結果について報告いたします。法目の営農型太陽光発電設備に係る申請の一環で、場所的に集中しているような状況で許可相当という意見もありましたが、総会で広く意見を聞いてから結論を出すということになりました。以上でございます。

会長 これも現地調査しておりますけども、★★委員いかがでしょうか。

★★委員 小委員会では、全体計画だけでなく申請地の単体での見込みが分ればという意見がありましたが、現地は整備されており、特に何か支障があるわけではございません。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 法目の営農型太陽光発電設備の一環でありますので、許可、許可相当でよろしいと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 これまでも法目の営農型太陽光発電設備については、許可を受けており、問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 これまで半世紀以上も手がつけられていない場所で、ほぼ計画通りに進んでいると思いますので、許可、許可相当でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。22号議案、意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは22号議案は許可ということで決定いたします。続いて42号議案、意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは42号議案は許可相当ということで決定いたします。23号議案の区分地上権についても許可ということでよろしくお願いをしたいと思います。以上で法目地区の営農型太陽光発電設備に係る申請を終わりにします。ここで一旦休憩とします。

(休憩)

会長 それでは再開します。農地法第3条の規定による許可申請について、1号議案、及び24号議案から26号議案の説明を事務局よりお願いします。

事務局 1号議案です。申請地は南吉田字大向地先外1筆、田2,180㎡を売買しようとする申請です。買受人は千沢の★★さん、売渡人は船橋市の★★さんです。申請理由

は、申請地は現在買受人が耕作しているためとのことです。買い受ける農地にて、水稻の作付けを計画しています。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、田植機、コンバイン、トラクター2台を所有しています。労働力、技術については、世帯員4名で従事しております。農作業常時従事要件については、従事日数150日以上となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係については、以前から耕作しており、これまで同様に地域の決まりに従い耕作したいとのことです。その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして24号議案です。申請地は長谷字堰上地先外3筆、田3, 902㎡を売買しようとする申請です。買受人は長谷の★★さん、売渡人は長谷の★★さんです。申請理由は、申請地は自宅から近く、耕作しやすいためとのことです。買い受ける農地にて、水稻の作付けを計画しています。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクターを所有しています。労働力、技術については、世帯員1名で従事しております。農作業常時従事要件については、従事日数150日以上となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係については、農薬の使用方法等、地域の決まりに従い耕作したいとのことです。その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして25号議案です。申請地は長谷字備前地先外2筆、田2, 140㎡を売買しようとする申請です。買受人は長谷の★★さん、売渡人は長谷の★★さんです。申請理由は、申請地は自作地から近く耕作しやすいためとのことです。買い受ける農地にて、水稻の作付けを計画しています。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター2台、コンバイン、田植機を所有しています。労働力、技術については、世帯員2名で従事しております。農作業常時従事要件については、従事日数150日以上となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係については、農薬の使用方法等、地域の決まりに従い耕作したいとのことです。その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして26号議案です。申請地は三ヶ谷字殿川田地先、田640㎡を売買しようとする申請です。買受人は三ヶ谷の★★さん、売渡人は三ヶ谷の★★さんです。申請理由は、申請地は自作地から近く、耕作しやすいためとのことです。買い受ける農地にて、稲の作付けを計画しています。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地は市内にはありません。また睦沢町に耕作地があり、睦沢町農業委員会より耕作証明書が提出されております。農業委員会に確認したところ、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、利用状況調査による遊休農地判定の農地はないとの報告がございました。主な機械の保有については、トラクター2台、田植機、コンバインを所有しています。労働力、技術については、世帯員3名で従事しております。農作業常時従事要件については、従事日数150日以上となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係については、農薬の使用方法等、気を付けて耕作したいとのことです。その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。説明は以上です。

- 会長 第二小委員会の報告をお願いします。
- 第二小委員長 それでは第二小委員会の審議結果を報告いたします。議案第1号、南吉田の件、耕作している★★さんが地主さんより買い受け、引き続き耕作するというので、許可となっております。議案第24号、長谷の件は、これも★★さんがすでに耕作しているということで、許可となっております。25号議案、同じく長谷の件、★★さんがこの辺では手広く農業をやっており、許可となっております。26号議案、三ヶ谷の件、★★さんが買って耕作するのは間違いないだろうということで、許可となっております。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 5、6年前から買受人が耕作しており、地元でも農業に熱心な人物で自分の田も綺麗にしてあるので、特に問題ないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 買受人は地区の担い手で意欲的に取り組んでおり、長年耕作している申請地を権利移動して規模拡大を図っていききたいということですので、許可でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。1号議案、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは1号議案は許可ということで決定いたします。続きまして24号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 ★★さんは今現在耕作しておらず、後継者もないことから、地区内でやっている★★さんをお願いしたいということですので、問題ないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 売渡人の★★さんは農業を廃業されるようで、近くで農業をやっておられる★★さんが買い受けるということですので、許可でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。24号議案、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは24号議案は許可ということで決定いたします。続きまして25号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 現在、★★さんが耕作しているので、問題ないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 現場を確認したところ、綺麗に耕作してありますし、★★さんも手広くやっているようですので、許可相当でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。25号議案、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは25号議案は許可ということで決定いたします。続きまして26号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 ★★さんは結構耕作している方ですので、問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 買受人が数年前から耕作しており、深い所を少し蓮田にしてありますが、引き続きやってくれると思いますので、許可でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。26号議案、小委員会及び意見のとおり許可ということでもよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは26号議案は許可ということでも決定いたします。続きまして農地法第4条の規定による許可申請について27号議案の説明を事務局よりお願いします。

事務局 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。
27号議案です。申請地は茂原字南三貫野地先、畑887㎡です。茂原の★★さんが自己所有地を貸車両置場用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、近隣で営業している★★さんから道路沿いで利便性が高いため車両置場として整備して欲しいとの要望があったためとのことです。事業計画として、販売用車両23台、検査車両6台、合計29台分を置くこととなっております。
次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。
続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、砂利敷にするとのことです。排水は雨水自然浸透のみです。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。
その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については必要書類で確認しております。説明は以上です。

会長 第二小委員会の報告をお願いします。

第二小委員長 それでは第二小委員会の審議結果を報告いたします。現地は畑として耕作しておりますが、3種農地、用途地域ということで許可相当となっております。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 3種農地で地元の方からの要望を受けているということですので、許可相当でよろしいと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 この辺りは住宅地で、用途地域でもありますから、問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 3種農地の用途地域でもありますので、許可相当でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。27号議案、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでもよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは27号議案は許可相当ということでも決定いたします。続きまして農地法第5条の規定による許可申請について、41号、43号から46号議案の説明を事務局よりお願いします。

事務局 農地法5条の規定による許可申請についてご説明いたします。
はじめに41号議案です。申請地は本納字乗川地先、田1,449㎡です。大阪

府の★★さんが本納の★★さんから土地を買い受けて、太陽光発電施設用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、日当たりが良く、周囲に高い建物が建つ可能性が低いためとのことです。事業計画として、太陽光パネル160枚を設置します。なお、発電した電気については親会社である★★さんに売却します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、市都市計画課に太陽光発電設備設置事業事前協議申出書が提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、埋め立ては行わず整地のみです。排水は雨水自然浸透のみです。なお、案内図の方にあります土地改良と排水同意について、★★と★★にそれぞれ申請中とのことです。確認が必要な隣接農地所有者は2名おり、確認を得ております

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして43号議案です。申請地は高師字椎地塚地先、畑770㎡と農地以外408.03㎡、合計1,178.03㎡です。八千代市の★★さんが高師の★★さん外1人から土地を買い受けて、宅地分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は茂原駅近くの物件であるためとのことです。事業計画として、区画平均面積248.38㎡の宅地4区画を造成します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋め立ては行わず整地のみです。排水は公共下水道に接続します。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして44号議案です。申請地は七渡字北大東地先外2筆、畑1,484㎡です。大阪府の★★さんが七渡の★★さんから土地を買い受けて、太陽光発電施設用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、周囲に高い建物等がなく日当たりが良いためとのことです。事業計画として、太陽光パネル168枚を設置します。なお、発電した電気については親会社である★★さんに売却します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請として、再生可能エネルギー発電事業の認定を受けております。なお、太陽光発電設備設置事業事前協議申出書について、1月13日明後日に都市計画課に提出するとのこと代理人より報告がありました。周辺農地の営農条件への支障について、埋め立ては行わず整地のみです。排水は雨水自然浸透のみです。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ております。

なお、小委員会で質問のありました周辺住民の件ですが、代理人及び発電事業者が周辺住民に説明をしたところ、問題はなかったとのことで回答を得ております。

続きまして45号議案です。申請地は、東郷字富士見地先外2筆、畑2,229㎡です。高師町の★★さんが東郷の★★さんから土地を買い受けて、宅地分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、茂原駅から北東に約1.6kmの場所で交通の便が良いためとのことです。事業計画として、区画面積285㎡の宅地6区画を造成します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請として、市土木管理課に道路工事施行承認申請書が、市都市計画課に宅地開発事業事前協議申出書が提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、一部1.92m地盤高まで埋め立てし整地することです。排水は雨水自然浸透のみです。★★より排水同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして46号議案です。申請地はゆたか地先、畑323㎡です。東京都の★★さんが東金市の★★さんから土地を買って、専用住宅地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、義理の母と同居するため、大型商店が近くに生活環境が整った土地であるためとのことです。事業計画として、建築面積82.64㎡の住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障につきまして埋め立てを行いません。排水は公共下水道に接続します。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力信用があること等については添付された必要書類で確認しております。説明は以上になります。

会長 第二小委員会の報告をお願いします。

第二小委員長 41号議案、本納の太陽光発電、北側の排水路が埋まっているのではないかとこの意見も出ましたが、周りの住宅にも説明しており、その中で問題をクリアにすることで許可相当となっております。43号議案、高師の宅地分譲、茂原駅の東側線路の脇の土地で北側がすでに住宅が建って、その奥の線路側に農地が残っており、一体計画で分譲するというので、住宅地でもあり許可相当となっております。44号議案、七渡の太陽光発電、東側の住宅地の方々へ説明をしているのかという意見も出ましたが、場所的に問題なく許可相当となっております。45号議案、東郷の宅地分譲、3種農地の用途地域ということで、許可相当となっております。46号議案、ゆたかの専用住宅、土地区画整理地内の用途地域ということで、許可相当となっております。以上です。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 本納駅の近くで、周辺も住宅地でありますので、問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 3種農地の用途地域でもあり、許可相当でよろしいと思います。

会長 ★★委員どうぞ。

★★委員 3種農地なので許可相当でよろしいかと思いますが、まだ土地改良区の手続きが申請中とのことですので、同意が得られてから判断した方が良いと思いますが。

- ★★委員 私も同感です。
- ★★委員 確かに土地改良区の同意を農業委員会で確認する必要があると思いますので、確認ができるまで、1ヶ月保留したらいかがでしょうか。
- 会長 他にご意見等ございますか。よろしいですか。41号議案、土地改良区の手続きが申請中のため1ヶ月保留ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは41号議案は保留ということで決定いたします。続きまして43号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 茂原駅周辺の住宅地の中に残っている土地で3種農地の用途地域でもあり、問題ないと思います。
- 会長 他にご意見等ございますか。よろしいですか。43号議案、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは43号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして44号議案です。★★委員どうぞ。
- ★★委員 太陽光発電設備設置事業事前協議申出書について、明後日の1月13日に都市計画課に提出するという説明がありましたが、もう少し詳しく状況説明をお願いします。
- 会長 事務局、説明をお願いします。
- 事務局 代理人が転用申請の時に、事前協議申出書は既に提出しており、その写しを忘れたので、後日、写しを持って来ると説明していましたが、まだ提出がなかったのので、先日代理人に確認したところ、明後日の1月13日に市都市計画課に提出するということでした。
- ★★委員 そういうことでしたら、41号議案と同じ申請者ですので、同様に事前協議申出書が提出されてから判断した方が良いと思います。
- 会長 他にご意見等ございますか。よろしいですか。44号議案、太陽光発電設備設置事業事前協議申出書が市都市計画課に提出されていないため1ヶ月保留ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは44号議案は保留ということで決定いたします。続きまして45号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 用途地域で問題ないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 住宅地の中の3種農地でもありますので、許可相当でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見等ございますか。よろしいですか。45号議案、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは45号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして46号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 区画整理施行区域内の専用住宅ですので、問題ないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。

- ★★委員 宅地を目的とした分譲地域ですので、許可相当でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見等ございますか。よろしいですか。46号議案、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは46号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして議案第47号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)です。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは議案第47号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)をご説明します。
(内容等について説明する。)
- 会長 説明が終わりました。ご意見ございますか。(異議なしの声) それでは47号議案については承認とさせていただきます。以上で議案関係は終わりました。次に報告に入ります。
- 次の事案を報告
- ・軽微な農地改良の届出について
 - ・地目変更登記申請に係る照会について
 - ・農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について
 - ・農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について
 - ・令和5年度茂原市の農業振興及び農地等の利用の最適化推進施策等に関する意見書の回答について
 - ・その他
- 会長 以上で本日の総会を終了します。